



島根県報

平成22年1月15日（金）

第2,153号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県屋外広告物審議会規則を廃止する規則 (都 市 計 画 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 2

土地改良区の役員の就任 (農 村 整 備 課) 3

換地計画書の縦覧（8件） (") 3

保安林の指定 (森 林 整 備 課) 6

保安林の指定施業要件の変更 (") 6

公有水面埋立ての竣功認可 (漁港漁場整備課) 7

【特定調達公告】

排水ポンプ車調達に係る一般競争入札の実施 (河 川 課) 7

島根県立宍道高等学校生徒・学習支援システムの調達に係る随意契約の相手方等 (高 校 教 育 課) 10

【正 誤】

平成17年1月14日付け島根県報第1,641号中 (道 路 維 持 課) 10

平成19年2月27日付け島根県報第1,857号中 (") 10

公布された条例等のあらまし

◇島根県屋外広告物審議会規則を廃止する規則（規則第1号）

1 規則の概要

島根県屋外広告物審議会規則は、廃止することとした。

2 施行期日

平成22年2月1日から施行することとした。

規 則

島根県屋外広告物審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第1号

島根県屋外広告物審議会規則を廃止する規則

島根県屋外広告物審議会規則（昭和49年島根県規則第40号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

告 示

島根県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
高田医院	簸川郡斐川町大字美南848	平成21年12月21日
沖田在宅クリニック	江津市二宮町神主ハ355-5 メゾン白川101号	平成22年1月1日
有福クリニック	江津市有福温泉町546番地	平成22年1月1日

島根県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
高田医院	簸川郡斐川町大字美南848	平成21年12月17日
有福クリニック	江津市有福温泉町546番地	平成21年12月31日
財団法人島根県環境保健公社 島根県 成人病予防センター	浜田市港町277番地	平成21年10月19日

島根県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

河内 幸男 出雲市駅南町1-1-1ラ・ミュージズ出雲802

2 就任年月日

平成21年12月14日

島根県告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う大原地区案内工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成22年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成22年 1月15日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う大原地区金成上工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成22年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成22年 1月15日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う大原地区瀬の谷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成22年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成22年 1月15日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第26号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う大原地区清田工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成22年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成22年 1月15日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う大原地区本谷下工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成22年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成22年 1月15日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う大原地区川上工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成22年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成22年 1月15日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第29号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う加茂西地区延野工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成22年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成22年 1月15日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う大原地区大川工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成22年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成22年 1月15日から21日間
- 3 縦覧の場所
雲南市役所

島根県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
安来市広瀬町菅原1642-2、1642-13から1642-19まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第32号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成22年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和63年4月12日農林水産省告示第446号（1、2及び5に係るものに限る。）、昭和63年8月2日農林水産省告示第1110号（1、3及び5に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第33号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 竣功認可の年月日

平成21年12月25日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

隠岐郡隠岐の島町岬町風松の一1番地地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結ぶ春分秋分の満潮位（D. L. +0.410メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑤の地点を結ぶ春分秋分時の満潮位（D. L. +0.410メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 隠岐郡隠岐の島町西郷港沖防波堤南燈台（北緯36度11分59秒、東経133度19分57秒）から193度50分38秒、307.79メートルの地点

②の地点 ①の地点から109度30分34秒、25.55メートルの地点

③の地点 ②の地点から199度32分15秒、14.18メートルの地点

④の地点 ③の地点から287度49分40秒、17.77メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から287度34分30秒、7.65メートルの地点

(3) 面積

371.03平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成元年9月1日 指令63漁港第19号の8

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び隠岐の島町役場

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成22年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

排水ポンプ車 1台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性質等に関し、入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期限

平成22年 8月27日

(4) 納入場所

島根県雲南市木次町里方531-1 島根県雲南県土整備事務所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「5 車両船舶類」中分類「(1) 車両類」）に登録されている者であること。

ウ 排水ポンプ車調達に係る物件（以下「調達物件」という。）の提案をした者であって当該提案について要求仕様を満たすものであると開札の日の前日までに知事の承認を受けたものであること。

(2) 入札の参加を希望する者は、調達物件の提案を記載した書類（以下「調達物件提案書」という。）を提出し、調達物件提案書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期間

原則として平成22年 2月3日から平成22年 2月12日までとする（土日及び祝日を除く。）。ただし、平成22年 2月13日から開札日前日までの期間内に提出することを妨げるものではない。

イ 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（郵送による場合も平成22年 2月12日午後4時までに到着していること。）

ウ 提出場所及び提出方法

3(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送により提出するものとする。

エ 承認審査の打ち切り

アのただし書に規定する期間内に調達物件提案書を提出した場合において開札の日の前日までに審査を終了することができないときは、審査を打ち切るものとする。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部河川課

電話 0852-22-5196 ファクシミリ 0852-22-5681

(2) 入札説明書の交付方法

平成22年 1月15日から平成22年 2月12日までの間、交付場所において交付するものとする。

(3) 入札書の受領期限及び場所

ア 期限

平成22年2月26日午後2時（郵便又は信書便による入札にあつては、正午までに到着していること。）

イ 場所

平成22年2月26日正午までは(1)に掲げる場所とし、それ以降は(4)イに掲げる場所とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年2月26日（金）午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第5会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札書の提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

調達物件提案書により本公告に示した調達内容を履行できると知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : a Drainage pump truck

(2) Desired Date of Delivery : August 27, 2010

(3) Deadline of Tender : 2:00 p.m. on February 26, 2010

(applications by mail must be received by the prefectural office by noon on February 26, 2010)

(4) Please tender all information to :

River Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government

8 Tonomachi, Matsue-shi Shimane-ken, 690-8501 Japan

Phone number 0852-22-5196 Fax number 0852-22-5681

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成22年 1月15日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 役務の名称及び数量

島根県立宍道高等学校生徒・学習支援システムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県教育庁高校教育課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年11月12日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ソルコム島根支店 島根県松江市西津田4丁目8番57号

NECキャピタルソリューション株式会社中国支店 広島県広島市中区紙屋町2丁目2番12号

5 随意契約に係る契約金額

34,529,040円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

正 誤

平成17年 1月14日付け島根県報第1,641号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
13	島根県告示第41号 の表中	益田市高津町イ1128番45地先か ら同市久城町150番1地先まで	益田市高津町イ1128番45地先か ら同市久城町381番地先まで

平成19年 2月27日付け島根県報第1,857号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第150号 の表中	益田市高津町イ1128番45地先か ら同市久城町150番1地先まで	益田市高津町イ1128番45地先か ら同市久城町381番地先まで